

平成21年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成21年11月25日 開会

平成21年11月25日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

○会議録 [11月25日(水)]

| | |
|--|----|
| 出席議員の番号氏名 | 1 |
| 欠席議員の番号氏名 | 1 |
| 会議に出席した者の職氏名 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 日程第1 議席の指定 | 4 |
| 日程第2 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 日程第3 会期の決定 | 4 |
| 日程第4 報告第1号(平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について) | 5 |
| 日程第5 副議長の選挙 | 5 |
| 日程第6 議案第9号から議案第18号まで一括議題 (平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他9件) | 6 |
| 日程第7 一般質問 | 14 |
| 追加日程第1 発議第2号(後期高齢者医療制度に関する意見書) | 24 |
| 閉会 | 26 |

平成21年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年11月25日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時42分

平成21年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成21年11月25日（水曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県厚生会館4階）

会議に出席した議員（23名）

| | |
|------------|-----------|
| 1番 佐藤 賢 | 2番 松田 一義 |
| 4番 富士谷 英正 | 5番 橋川 渉 |
| 6番 山田 亘宏 | 7番 國松 正一 |
| 8番 中嶋 武嗣 | 9番 山仲 善彰 |
| 11番 西川 喜代治 | 12番 西澤 久夫 |
| 13番 泉 峰一 | 15番 岡村 明雄 |
| 16番 竹山 秀雄 | 17番 宇野 一雄 |
| 18番 伊藤 定勉 | 19番 北川 豊昭 |
| 20番 久保 久良 | 21番 山内 健次 |
| 22番 南部 厚志 | 23番 田中 久二 |
| 24番 岩根 博之 | 25番 二矢 秀雄 |
| 26番 熊谷 定義 | |

会議に欠席した議員（3名）

| | |
|----------|-----------|
| 3番 川島 信也 | 10番 谷畑 英吾 |
| 14番 大林 宏 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------------|
| 広域連合長 目片 信 | 副広域連合長 北村 又郎 |
| 副広域連合長 井上 正 | 代表監査委員 内堀 喜代治 |
| 事務局長 辻 義昭 | 事務局次長 若山 和雄 |
| 業務課長 堀部 眞一 | |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|----------|------------|
| 書記 前田 温夫 | 主任主事 茂森 貴洋 |
|----------|------------|

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について)
- 第 5 副議長の選挙
- 第 6 議案第 9 号から議案第 18 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について他 9 件)
- 第 7 一般質問

追加日程

- 第 1 発議第 2 号
(後期高齢者医療制度に関する意見書)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について)
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第 9 号から議案第 18 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について他 9 件)
- 日程第 7 一般質問

追加日程第1 発議第2号

(後期高齢者医療制度に関する意見書)

議事の経過

開会 午後 2 時 3 0 分

(開会 開議)

○議長（中嶋武嗣君） ただいまから、平成 2 1 年 1 1 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、会議を開催いたします。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 2 3 名、欠席議員は 3 名。

欠席議員は川島信也君、谷畑英吾君、大林宏君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により指定いたします。

大林宏議員は 1 4 番に指定いたします。

岡村明雄議員は 1 5 番に指定いたします。

北川豊昭議員は 1 9 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 5 番、岡村明雄君、1 6 番、竹山秀雄君を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中嶋武嗣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第4、広域連合長から報告第1号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の繰越明許費繰越計算書について」が、議会に提出されました。その写しは、それぞれのお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

(日程第5)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、伊藤定勉君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました、伊藤定勉君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることについてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、伊藤定勉君が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

伊藤定勉君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、

当選の告知をいたします。

(日程第6)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第6、議案第9号から議案第18号までを一括議題といたします。

書記をして議件を朗読させます。

書記(前田温夫君) 議件を朗読いたします。

議案第9号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第12号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第13号専決処分につき承認を求めることについて(平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))、議案第14号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について)、議案第15号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、議案第16号専決処分につき承認を求めることについて(平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))、議案第17号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組規約を変更することについて)、議案第18号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組規約を変更することについて)。

以上です。

○議長(中嶋武嗣君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。連合長。

○広域連合長(目片 信君) 本日、議員皆様方のご参集をいただき、平成21年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件の審議を願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、3月議会定例会以降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

本年7月に厚生労働省が発表した、平成20年度の国民医療費の概算額は、34兆1千億円で、過去最高を更新し、前年度からの増加額は7千億円、伸び率では1.9%であり、6年連続の増加となっており、そのうち75歳以上の高齢者の医療費は約3分の1を占め、11兆3千億円となっております。

今後とも、高齢化の進展による医療費の増大は避けられないものと考えており、安心して医療が受けられる体制の整備と併せて、将来にわたり国民皆保険を堅持するための安定した財源の確保が必要であります。

さて、去る8月30日に行われました総選挙により、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げる新政権が誕生し、9月17日には厚生労働大臣が後期高齢者医療制度の廃止を明言され、制度の廃止は平成24年度末との方針が示されたところであります。

こうした情勢の中、本年6月に設置された全国後期高齢者医療広域連合協議会において、9月30日には厚生労働大臣に対して、現行制度の根幹を維持することを強く求めるとする要望が行われたところであります。

また、今月20日には、全国広域連合長会議が開催され、現行制度の課題については早急に改善することや、新たな制度については、国民的合意のもと、必要な財源については全額国において確保することなどの決議がなされ、厚生労働大臣に対し、再度、要望を行ったところであります。

一方、当広域連合におきましては、広域連合の保険者機能の強化を図るため、総選挙後に26市町と共同で、県内の65歳以上74歳以下の方1,000人、75歳以上の方1,000人の合計2,000人の方を対象に健康と医療に関する高齢者意識調査を実施いたしました。

その設問のひとつとして、後期高齢者医療制度の今後についてお聞きしましたところ、「現行制度のまま維持すべき」若しくは「現行制度の骨格を維持すべき」という意見が、65歳から74歳までの前期高齢者では約57%、75歳以上の後期高齢者では約67%と多くの方々が現行制度の維持を望んでおられる結果が出ており、この調査結果や、26市町や広域連合の制度の運営状況からみても、この制度は日々着実に定着しているものと認識をしております。

今後、国では高齢者医療制度改革会議において、新たな制度のあり方を検討されることとなりますが、検討に当たっては、広域連合や市町など、現場の声を十分に聞くことや、

現行制度の根幹を維持されるよう、全国広域連合協議会や市町と連携し、意見を申し述べて参りたいと考えております。

このような中、鳩山総理大臣は、国会の答弁で、後期高齢者医療制度は「けしからん、悪いもの」と発言されておりますが、国の方針に基づいて、今日まで懸命に制度の定着と安定に向けて努力を積み重ねてきた広域連合や市町にとりましては、この発言は配慮を欠いたものであり、非常に残念に思っているところであります。

さて、平成20年度の医療費の動向であります。医療費の総額は1,017億4,900万円となり、前年度を下回りました。

しかしながら、本年度に入って増加傾向にあり、今後、冬場に向かい、インフルエンザの流行等による医療費の増加が懸念されることから、その動向について注意深く見守って参りたいと考えております。

平成20年度の保険料の収納でございますが、99.41%と、全国第2位の高い収納率となりました。これはひとえに被保険者の皆様の理解と、収納事務にあたっていたいただいている市町の皆様のご努力の賜物と、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

次に、平成21年度の制度改正についてであります。

保険料均等割額の7割軽減者については、平成20年度に引き続き、8.5割軽減するとともに、そのうち年金収入が80万円以下の被保険者については、9割軽減が新設されたところであります。

次に、資格証明書についてであります。

10月26日付けで厚生労働省から「現内閣において、原則として交付しないことを基本の方針とする」との通知が発出されました。

当広域連合においては、これまで申し上げてきましたように、医療機関への受診機会が多い高齢者の身体特性から、一律、機械的に交付するものではなく、生活実態を十分に把握した上で、高齢者の受診機会を損ねることのないよう対処いたしますとともに、悪質な滞納者に限って交付する方針で今後の事務を進めて参りたいと考えております。

なお、保険料滞納者のうち市町から報告のあった233人に対しましては、納付相談の機会を確保するため、8月1日から短期被保険者証を交付いたしました。

今後とも、市町とともに、きめ細やかな収納対策を実施し、資格証明書の交付に至らないよう、取り組んで参りたいと考えております。

次に、被保険者証についてであります。

文字が小さくて読みにくいなどのご指摘がありましたことから、昨年来、幹事会や課長会議で協議を行うとともに、被保険者や関係機関のご意見を伺いながら見直しを進めて参りました。

その結果、8月の一斉更新時から、カードサイズで見開き式のバタフライ型とし、氏名や被保険者番号などの文字を大きくするとともに、色取りにも気を配るなど、ユニバーサルデザインに配慮して変更したところでございます。

また、後発医薬品の利用促進についてであります。これまでのパンフレットや封筒を利用した普及啓発に加え、今年度は、被保険者の方々への後発医薬品のお願いカードを作成し、9月初旬には全被保険者あてに一斉配布したところであり、今後、このカードを利用されることにより、本人負担の軽減に資するものと考えております。

広域連合といたしましては、高齢者の皆様が安心して医療を受けていただくことが使命でありますことから、県や市町との連携を強め、足元をしっかりとみつめながら、制度の安定運営により一層努めて参りたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明をいたします。

まず、議案第9号及び議案第10号は、平成20年度の一般会計並びに後期高齢者医療特別会計の決算について、認定を求めようとするものでございます。

まず一般会計では、歳入額が1億4,300万余円に対して、歳出額が1億3,700万余円であり、歳入歳出差引額は608万余円の剰余となっております。

歳入の主な内容は、構成市町からの分担金及び負担金、前年度からの繰越金であり、歳出の主な内容は、事務局職員の人件費や事務機器等のリース・保守運用経費、健康づくり事業、広報事業の経費であります。

次に、特別会計では、歳入額が9億8,500万余円に対して、歳出額は9億4,750万余円であり、歳入歳出差引額は3億7,600万余円の剰余となっております。

歳入の主な内容は、事務費負担金等の構成市町からの支出金、療養給付費定率負担等の国・県からの支出金、支払基金交付金等であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が総支出額の98%余りを占めており、他には財政安定化基金拠出金、健康診査経費等であります。平成20年度広域連合決算審査に当たって、

監査委員からご意見をいただいております、今後、改善に取り組んで参る所存でございます。

次に議案第11号及び議案第12号は、一般会計並びに後期高齢者医療特別会計の補正予算であり、ただいまご説明いたしました平成20年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものであります。

まず、一般会計では623万円を増額するものであり、その主な内容は、緊急雇用創出特別対策事業、医療費適正化事業及び国庫支出金返還金を計上するものであります。

次に、特別会計では31億7,033万4千円を増額するものであり、その主な内容は、国、県支出金返還金、保険給付費、合併による電算システムの改修に伴う経費を計上するものであります。

議案第13号から議案第18号までは、専決処分をいたしました案件につきまして報告し、議会の承認を求めるとでございます。

まず、議案第13号は、きめ細やかな体制整備に係る電算システム経費について、本年3月議会で予算措置のご承認をいただいたものであります。関係機関との協議に不測の時日を要することとなり、特別会計に5,000万円の繰越明許費を設定しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、議案第14号から議案第16号までは、国の特別対策として、平成21年度の保険料について、被保険者均等割額が7割減額される被保険者について、引き続き8.5割減額とすることとするため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するとともに、その財源として特別会計に9,500万円の増額補正を計上したものであります。この費用は全額、国の臨時特例交付金で措置され、当該交付金を受け入れ、臨時特例基金に積み立てるものであります。当該基金を処分することができるよう、併せて後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正しましたので、これを報告し、その承認を求めるとでございます。

最後に、議案第17号及び議案第18号は、長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町が合併すること、並びに、近江八幡市と安土町が合併することに伴い、滋賀県市町村職員退職手当組規約を変更する必要性が生じ、当該組合を構成する団体の協議を要することから、関係市町での議決を待って、専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるとでございます。

以上、10件の議案につきまして、何とぞご審議をいただきますようお願い申し上げます。

提案の説明といたします。

○議長（中嶋武嗣君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することについて賛成の方のご起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第10号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することについて賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第11号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決するに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第12号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第12号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第13号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第13号「専決処分につき承認を求めることについて（平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号から議案第16号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号から議案第16号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第14号から議案第16号については、それぞれ関連がありますので、一括採決といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 異議なしのお声を頂戴いたしました。異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第16号については、一括採決といたします。

これより採決いたします。

議案第14号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について）」、議案第15号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」、並びに議案第16号「専決処分につき承認を求めることについて（平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することについて賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第14号から議案第16号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第17号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第17号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて）」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第18号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第18号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて）」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり承認されました。

（日程第7）

○議長（中嶋武嗣君） 日程第7、これより一般質問を行います。

議員1名より一般質問通告書が提出されておりますので、質問を許します。

その順位は、一般質問通告一覧のとおりであります。質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは通告第1号、22番、南部厚志君。

○22番（南部厚志君） 22番、南部厚志でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

議長にお許しをいただきましたので、後期高齢者医療制度を取り巻く動き等について、5つの項目にわたって質問をさせていただきたいと思っております。執行部の皆様には、どうか創意と工夫に満ちた答弁を切に期待をするものでございます。

少子高齢化という言葉がございますが、少子化と高齢化が同系列で扱われることが多くあります。

少子化というのは、将来を支える人口の減少につながり、場合によっては国家の存続すら危うくする大変大きな問題であろうと思っておりますが、高齢化ということについては、人類が不老不死を願った結果が高齢化であろうというふうに私は思っております。ですから、決して問題視をするのではなくて、この高齢化ということについては、積極的に、当たり前のように対応していくことが我々に求められていると、あらためて認識をするところであります。

そのような意味から、後期高齢者医療制度につきましては、国民皆保険の堅持と医療保険の負担の明確化を図るために、大変長い時間をかけて議論、検討をされてきたものであり、あらためて理解をするところであります。

この制度の安定運営のために、本当に多くの皆様が多くのご努力をされてきた、この皆様の努力に心から敬意を表するものであります。今後、この制度の問題点や、また課題を、あらためて時代感覚をもって精査をした上で、持続可能な制度となりますように、今後ますますの皆様のご努力を切にお願いをするものであります。併せて、滋賀県後期高齢者広域連合においても、目片連合長はじめ執行部の皆様、そして事務職員の皆様、本当にご努力をいただいて制度の安定運営に努めてこられたことに、あらためて感謝と敬意を申し上げます。

去る8月30日に行われました衆議院議員総選挙において、鳩山新政権が誕生いたしました。まさに歴史的な政権交代といわれるところになったわけであり、いくつかの思い切った政策を掲げてのスタートではございますが、まさに期待もあり不安もありといっ

た誕生ではなかったかなと思うところがございます。一定改革をしようという意気込みについては大変期待をするところではありますが、様々な問題点も指摘せざるを得ないのが実情ではないかと思っております。

さて、そんな中、長妻厚生労働大臣は、就任直後から後期高齢者医療制度について、マニフェストに記載のとおり、平成24年度末に廃止をし、新しい制度に移行すると表明をされたところでもあります。

あらためて、この後期高齢者医療制度を振り返ってみますと、高齢化の進展に伴う医療費の増大が避けられない中、国民皆保険を堅持するために、10年と聞き及んでおります大変長きにわたる議論を積み重ね、昨年4月からスタートしたものでございます。

そのスタート時に混乱こそあれ、度重なる改善措置や、また広域連合と各市町との連携による懸命な努力の結果、本県では大変安定した制度運営を行っていただいているものと確信をしているところでございます。

私ども湖北町においても、後期高齢者医療制度のスタート後も、これまでどおり、高齢者の皆さんは安心して医療を受診していただくことができしております。また、役場の窓口でも、住民の皆様にきめ細やかな対応に努め、さしたる混乱もなく、1年半を経過いたして参りました。

また、9月には本県で実施をしていただきました健康と医療に関する高齢者意識調査においても、多くの高齢者の皆さんが現行制度の骨格の維持を支持しているといったところもご紹介をいただいたところでございます。

一方、国においては、高齢者医療制度改革会議が設置をされ、廃止後の新たな制度の具体的なあり方の検討が始まるということも聞き及ぶところでございます。

まず最初でございますが、こうした一連の動きについて、冒頭にお話をいただいたところではございますが、あらためて広域連合長の所見についてお伺いをいたしたいものでございます。

そして次に、平成22年度、23年度の保険料についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

制度施行後、最初の2年間につきましては、当広域連合においては、大変円滑な保険財政の運営に心がけていただき、まさに順調に推移をしていると伺ったところでございます。

しかしながら、本年8月に、厚生労働省から発表されました平成19年度の老人医療費

によりますと、本県の一人当たりの医療費は第26位であるそうなのですが、対前年比の伸び率では全国1位となっているところでございます。

また、来年4月には、診療報酬の改定も行われると聞き及ぶところでございまして、第2期の保険料の設定にあたっては、このような状況を見極めつつも、できる限り高齢者の皆さんの負担に配慮をした努力も必要ではないかなと考えるところでございます。

第2期の保険料の設定について、どのような考え方で進めようとされているのか、明らかにしていただければと思います、お伺いをいたすところでございます。

そして3点目は、資格証明書の取り扱いについて、あらためてお伺いしたいと思います。

これまでも当議会において、取り上げられた部分であり、先ほど連合長からも詳しくご説明をいただいたところでございますが、これまでもいろいろ検討いただいているという点も含めて、次年度以降において、公平性の観点から、悪質な滞納者には資格証明書を交付せざるを得ないと私も考えているところでございます。

ここで今一度、広域連合として、資格証明書の取り扱いについて、どのような方針で臨んでおられ、また、具体的にどのような手続きでなされるおつもりなのかということについて、再度あらためてお伺いをさせていただきたいと思います。

そして4点目でございますが、高齢者の健康づくりについてお伺いをさせていただきたいと思います。

手前味噌でございますが、湖北町では、健康づくりを町の施策の柱に据えて、ヘルスアップ事業で生活習慣改善を進めております。

また「健康づくり大学びわこキャンパス」という事業を通して、企業や団体から、それぞれが持つ健康についてのノウハウや健康関連商品を提供いただき、健康づくりを幅広く、また楽しく行うためのきっかけづくりを行っているところでございます。さらに、高齢者の健康づくりについては、広域連合とともに、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業に取り組ませていただいております。

特に今年度は、肺炎球菌ワクチン予防接種の費用助成モデル事業に取り組みをさせていただきました。これが大変好評でございまして、募集定員を大幅に超過する希望者となっているところでございます。

また、昨年度からは介護保険の交付金を活用いたしまして、地域に高齢者の居場所づくりやサロン活動を、より積極的に推進をしているところでございます。

併せて、町民それぞれがグランドゴルフやゲートボールを盛んに楽しみ、健康づくりにつなげるとともに、シルバー人材センターの活動も活発であり、国民健康保険一人当たりの医療費は県内トップクラスである湖北町でございますが、高齢者医療費の一人当たりで見ますと、平成19年度は低い方から2番目でございます。

このような人々の日常の活動を通じて、人と人がつながることから生まれる、まさに地域で支える高齢者福祉の取り組みにつながり、高齢者の健康寿命の延伸を図り、いつまでも健やかに過ごしていただき、ひいては医療費の低下、抑制にもつながればと考えるところでございます。

そこで広域連合で進めていただいております高齢者の健康づくりについて、今まで以上に積極的に推進をされることをおおいに期待をしながら、あらためてその中身をお伺いをさせていただきたいと思うところでございます。

最後に5点目でございますが、市町合併の対応についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

私ども湖北町を含め、6つの町と長浜市の合併まで37日となって参りました。まさに秒読みの段階を迎えているところでございます。

この合併は、さらに厳しさが増すであろうというこれからの社会の中で、私たちは一定の改革をしながら地域を導いていくという大きな責任を有していると思うところであります。そういった責任をしっかりと果たすための大きな第一歩であろうと考え、我々しっかりと今後にも目を向けていきたいと思っているところでございます。

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、住民サービスの第一線の窓口としての自覚の下、職員一丸となってきめ細やかな対応に努めて参りました。結果、高齢者の皆さんに大変喜んでいただいていると、あらためて自負をしております。

市町合併によって、この住民サービスが低下するという事はあってはならないことであり、広域連合においても、万全の準備を進めていただいているとは存じますが、システムが円滑に稼動することが大変重要となって参ります。

そこで、これら準備の状況について、大変申し訳ございませんが、あらためてお教えをいただければと思うところでございます。

以上、5点についてご質問をさせていただきました。どうか明確なご答弁をいただきまして、我々安心して、この議員を退任できますようお願いを申し上げます。質問といた

します。

よろしく願いいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 22番、南部厚志君の質問が終わりましたので、当局の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長（目片 信君） 南部議員の後期高齢者医療制度を取り巻く動き等について、5点のご質問をいただき、お答えを申し上げたいと、このように思っております。

まず、1点目の制度を取り巻く動きについての所見であります。

後期高齢者医療制度は、スタートして早や1年8カ月が経過しようとしています。

スタート直後から広報周知が十分でなかったことなどから、厳しい運営を余儀なくされましたが、本県では市町と広域連合との緊密な連携のもと、きめ細やかな対応を行うなど、懸命に努力を積み重ねてきたところであります。

こうした中、8月30日の総選挙の結果、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げる新政権が誕生し、平成24年度末で現行制度を廃止するとの方針を表明されたところであり、鳩山総理大臣は国会の場で、後期高齢者医療制度は「けしからん、悪い制度」との答弁を行われましたが、総選挙後に当広域連合と市町とで共同実施いたしました健康と医療に関する高齢者意識調査の結果では、「現行制度のまま維持」又は「細かな点を修正のうえ、現行制度の骨格を維持」という意見が多く占められております。

この調査の結果や運営状況からみても、制度は確実に定着し、安定しているものと認識しており、この総理大臣の発言に対しましては、これまで国の方針に基づいて懸命の努力を積み重ねてきた市町や広域連合にとりましては、配慮を欠いたものであり、非常に残念に思っております。

今後、国が設置した高齢者医療制度改革会議において、新たな制度のあり方を検討されることとなりますが、財源の確保を含めた将来にわたって安心できる医療や介護、年金などの社会保障制度全体を見据えた、国民的合意が得られる議論を強く望むものであります。

当広域連合といたしましては、今後とも、国に対して、制度変更による混乱を招かないことや、現行制度の根幹の維持、国民皆保険の堅持、さらには安定した財源の確保など、全国後期高齢者医療広域連合協議会や市町と連携し、必要な意見を積極的に述べて参りたいと考えております。

次に、2点目の第2期保険料の設定に関する考え方についてであります。

先頃、国から、第2期保険料は、第1期保険料と比較して、1人当たりの医療費の上昇や後期高齢者負担率の上昇などにより、全国平均で約13.8%上昇するとの試算が発表されました。

現在、国においては、各都道府県からの試算値をもとに、今後、各広域連合に提示するための第2期保険料の算定に係る数値の検討を行っており、併せて、極力、保険料が高くないよう、診療報酬の改定率の抑制や財政安定化基金の繰り入れ等の検討も行われているところであります。

本県では既に、審査支払手数料の市町負担により、保険料の軽減を図っているところでありますが、第2期保険料率の算定に当たり、国が示す医療費や被保険者数の伸び率など、保険料率算定に係る数値を参考にしながら、剰余金の活用などについて検討して参りたいと考えております。

しかしながら、医療給付費の算定期間が、第1期よりも1カ月多くなることや、本県の高齢者の医療費は、平成21年度では前年度に対して4.7%の伸びが見込まれること、また、被保険者の所得が減少していることなどから、現時点では、現行の保険料よりも上昇するものと考えております。

第2期保険料の改定に当たりましては、今後、国から示される算定数値や上昇抑制対策、診療報酬の改定など、適時、迅速に情報の収集に努め、市町と十分に協議をし、長寿医療制度運営懇話会のご意見を伺いながら、平成22年2月に予定しております臨時議会において、ご審議を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の資格証明書の取り扱いについてでございます。

当広域連合といたしましては、従来から、高齢者の方々は医療機関への受診機会が多いという身体的な特性に鑑み、一律、機械的に交付するものではなく、生活実態を十分に把握した上で、高齢者の受診機会を損ねることのないよう、慎重に取り扱うこととしているところでございます。

去る10月に、厚生労働省から、「現内閣においては、資格証明書は原則として交付しないこととする」との通知がなされましたが、保険料負担の公平性を担保する観点から、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納している者に対しては、資格証明書の交付は必要であると考えております。

今後の具体的な手続きでございますが、市町から報告いただいた233人に対し、納付

相談の機会を確保するための、6カ月の短期被保険者証を既に交付したところであります。その後、市町において納付相談が進み、直近では、14市町175人に減少したところでございます。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、依然として納付相談に応じていただけない場合には、2月1日からの3カ月の短期被保険者証を交付することとしております。

それでもなお、納付相談に応じてもらえない場合には、以前からご答弁申し上げておりますが、本県では、まず市町において、保険、福祉、介護等の関係者で構成する交付審査会で、対象者の収入や滞納状況はもとより受診状況など生活実態を十分に把握、検討いただき、その後、広域連合に設置いたします交付判定会議において検討し、広域連合の責任において、悪質な滞納者については、資格証明書を交付することもやむを得ないと考えております。

次に、4点目の高齢者の健康づくりについてでございます。

高齢者が健康でいきいきと過ごしていただくためには、健康診査だけでなく、介護保険との連携による居場所づくりや生きがい活動の支援、就労機会の提供など、多岐にわたる総合的な対策を講じることが重要であります。

このような観点から、広域連合では、昨年9月から高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業に取り組み、湖北町をはじめ1市3町のモデル市町を中心に、地域での高齢者の居場所づくりや生きがい活動の支援、介護保険・地域介護福祉空間整備事業を活用した健康づくり拠点整備への支援を行ってきたところであります。

特に本年度は、昨年度からモデル市町において実施していただいております事業に加えて、高齢者の死亡原因の上位を占めます肺炎について、肺炎球菌ワクチンの予防接種を行うことでウィルス性肺炎に対する予防効果や医療費に与える影響を検証するため、モデル市町の被保険者を対象として、費用助成事業を実施したところであります。

今後、モデル市町における健康づくりの実践や、肺炎球菌ワクチンの予防接種に関する成果の検証を進めて参りたいと考えております。

また、先般実施いたしました健康と医療に関する高齢者意識調査の結果からは、いくつかの課題が浮かび上がってきたところでありますが、特に、お薬手帳を効果的に活用した適正な薬剤の提供体制の構築など、調査の結果を踏まえて、関係機関との調整を図り、来年度予算に向けて検討して参りたいと考えております。

今後とも、高齢者が元気でいきいきと過ごしていただくことが何よりも重要であり、このことを通じて医療費の適正化が図られるよう、引き続き、健康づくり事業に積極的に取り組んで参る所存であります。

次に、5点目の市町合併に係る準備状況についてでございます。

まず、制度運営の心臓部であるコンピュータ・システムについてでございますが、今日まで広域連合と合併市町の間で、被保険者情報の円滑な移行などについて、3回の調整会議を実施して参りました。

具体的には、長浜市と東浅井郡2町、伊香郡4町との合併については、被保険者の世帯情報や所得情報、保険料情報等、各データ移行テストを2回行い、問題点や課題などの洗い出しと検証を進めて参りました。

今後、12月中に最終の移行テストやリハーサル、機器の再設定を実施することとしております。

また、3月に合併される近江八幡市・安土町におきましては、年明けから移行テストやリハーサルを実施することとしております。

被保険者証についてでございますが、被保険者の利便性の配慮と、被保険者証が2枚存在することによる混乱を避けるため、関係市町との協議のもとに、現在お持ちの被保険者証を引き続き平成22年7月末日までご利用をいただけることとしております。

今後、各関係市町における広報周知とともに、各医療機関へのポスター、チラシ等の配布により、被保険者の方々や医療機関等に周知徹底を図って参ることとしております。

また、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業についてでございますが、昨年からはモデル市町として、湖北町並びに安土町でこの事業に取り組んでいただいております。引き続き事業の検証も必要でありますことから、合併後の新市においても、この事業の継続について協議を進めているところでございます。

なお、市町合併に伴う、広域連合規約の変更につきましては、全市町議会での議決証明が整いましたので、知事あて規約変更に関する申請書を提出することとしております。

広域連合といたしましては、初めての市町合併でありますことから、今後とも関係市町と緊密な連携を図り、住民サービスに支障をきたさないよう、万全の体制で取り組んで参る所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 22番、南部厚志君。

○22番（南部厚志君） 再質問というわけでなしに、大変前向きにご答弁をいただきました。心から感謝申し上げたいと思います。お願いを含めて、少しお願いをさせていただきたいなと思うところでもあります。

保険料の改定ということに伴って参りまして、これから高齢化はまだまだ一定進んでくるともちろん予測されているわけでございますし、新たな疾病の可能性ということも大変危惧をされているところでございますので、保険財政運営については、できましたら大変厳しいところではございますが、中長期的な視野に立って、是非お願いをしたいなということをお願いをしておきたいのと、当然、保険料についても負担増という可能性があらうと思いますが、こういった場合には、広域連合及び市町それぞれが協力をして、住民の皆様が制度そのものを誤解されるようなことのないように、しっかりと、長い目でしっかり説明ができるといった努力を、あらためてお願いをしておきたいなと思うところでございます。

湖北町においては、健康づくりという一つのキーワードで、町が大変盛り上がりまして参りました。これも広域連合の皆様から様々なお知恵をいただきながら、様々サポートしていただいた、まさに広域連合と市町がそれぞれ連携をして事業を行ったという大きな成果の一つではなかろうかなと大変喜んでおられるところでございます。

これからも県内各地にこういった動きが広まりまして、滋賀県がまさに元気な県となって参りますように、どうか広域連合の皆様のこれからますますのご活躍を切にお願いを申し上げますとともに、我々1月1日で長浜市に合併ということで、広域連合議会の方を退任させていただくわけでございますが、今日まで皆様とともに、この制度の安定運営に一緒になって努めることができたことを、本当に心からうれしく思っております。

議員の皆様も含めまして、本当に心から感謝を申し上げまして、お願いとさせていただきます、誠にありがとうございました。

答弁は必要ございません。ありがとうございました。

○議長（中嶋武嗣君） 以上で通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

恐れ入りますが、自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

(午後 3 時 3 2 分 休憩)

(午後 3 時 3 4 分 再開)

○議長 (中嶋武嗣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第 2 号、後期高齢者医療制度に関する意見書 (案) が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号、後期高齢者医療制度に関する意見書を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

(追加日程第 1)

○議長 (中嶋武嗣君) 追加日程第 1、発議第 2 号、後期高齢者医療制度に関する意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。4 番、富士谷英正君。

○4 番 (富士谷英正君) 議長の今、お許しをいただきまして、この後期高齢者医療制度に関します意見書につきまして、皆様方既にお手元に配布がされていると思いますが、会議規則第 15 条の規定によって提出をさせていただきたいと存じます。

この意見書は、それぞれ委員の皆様方でお読みをいただければご理解いただけると思いますが、簡単に説明を申し上げたいと存じます。

提出者は、私、4 番富士谷と、それと岩根議員でございます。代表しまして、提案をさせていただきますと存じます。

後期高齢者医療制度は、急速に進展する高齢化に伴い、医療費の増大が避けられない中、将来にわたり、国民皆保険を堅持するため、10 年来の議論の末、現役世代と高齢世代が共に支えあう仕組みとして創設されたものでありますが、ご承知のとおり、高齢者の方々に対する制度の周知が十分でなかったことなどから、大きな混乱の中での運営を余儀なくされたところであります。

しかしながら、市町と広域連合とが緊密な連携を図り、制度の運営に懸命の努力を積み重ねてきたところであり、国においても様々な改善策が講じられたことによって、制度の定着が図られてきたものと考えております。

この度、広域連合と 26 市町が共同で行った健康と医療に関する高齢者意識調査におい

ても、「現行制度の維持」、又は「現行制度を修正の上、制度の骨格を維持」という意見が多数を占めていることから、このようなことが伺えます。

こうした中、去る9月に民主党を中心とする新政権が発足し、平成24年度末をもって現行制度を廃止し、新たな制度を構築すると表明され、廃止後の新たな制度について具体的な検討を行うため、高齢者医療制度改革会議が設置されたところであります。

今後、国において、新たな制度を構築されることとなりますが、当広域連合議会といたしまして、社会保障制度全体を見据えた中での医療保険制度の構築について、慎重かつ十分な議論を重ねられることを強く求めるものであり、将来にわたり、持続可能で、安心して医療を受けていただける制度の構築を願い、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出しようとするものであります。

この意見書の案文につきましては、お手元に先ほど配布させていただきましたが、次の、これから申し上げます3点について、強く要望をするものであります。

まず1点目としまして、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、高齢者と現役世代の負担の明確性、都道府県単位による保険料負担の公平性、財政基盤の安定性など、現行制度の根幹を必ず維持すること。

2つ目として、今後の制度の検討にあたっては、必要な財源を確保するとともに、国や都道府県の責任と役割を明確なものとし、広域連合や市町など、現場の実態を踏まえた意見を十分に生かして、将来を見据えた持続可能な制度の構築を図ること。

3点目としまして、新たな制度について、国の責任において、国民に対して説明を徹底し、被保険者をはじめ、医療機関、広域連合、市町等の現場に混乱が生じないように十分に配慮するとともに、新たな費用が生じる場合には、その全額を国が負担すること。

以上のとおり、提案をさせていただきますので、どうぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） これより、ただいま議題となっております発議第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 討論もないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決いたします。

お諮りをいたします。

発議第2号「後期高齢者医療制度に関する意見書」は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) はい、ありがとうございます。起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものにつきましては、本職に一任されたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、条項、字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに衆参両議院議長並びに内閣総理大臣ほか3大臣に提出をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会とさせていただきます。どうもご苦勞様でございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時42分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成21年11月25日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

中 嶋 武 嗣

署 名 議 員

岡 村 明 雄

署 名 議 員

竹 山 秀 雄